



平成 27 年 11 月 11 日

各 位

会社名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 榊村 聡
(コード番号 4914 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
笠松 弘典
(TEL. 03-5744-0523)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」制定について

当社は、本年 6 月 1 日から適用されたコーポレートガバナンス・コードの主旨をふまえ、
当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、「コーポレートガバナ
ンスに関する基本方針」を策定し、本日開催の取締役会において決議しましたので、
別紙のとおりお知らせします。

以 上

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」

序文 コーポレートガバナンスに関する基本方針制定の目的

当社は、「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」を企業理念とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、取締役会決議に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定します。

第1章 コーポレートガバナンスについての考え方

(基本的な考え方)

第1条 当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組めます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (2) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性の確保に努めます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、当社の株主総会において、株主がその権利を適切に行使することができるようその環境の整備に努めます。

2. 当社は、株主が議案内容の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を総会開催日の3週間前を目途として発送し、遅滞なく当社および株式会社東京証券取引所のWebサイトに掲載を行います。
3. 当社は、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めます。

4. 当社では、株主総会における議決権行使は、原則として株主名簿に記載または記録されている株主が行うものとします。ただし、実質株主があらかじめ株主名簿上の株主を通じて株主総会への出席を求めた場合は、傍聴できるよう環境を整備します。
5. 当社は、定時株主総会開催日の設定に際し、集中日を避けて開催するよう努めます。
6. 当社は、株主総会における決議の結果および賛否の割合等を取締役会で分析し、株主との対話の充実など必要な対応を行います。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、全ての株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時・適切な情報開示を行います。

(政策保有株式)

第4条 当社の政策保有株式の保有方針は、取引関係の維持強化や安定した資金調達など事業の円滑な推進により、中長期的に当社の企業価値を向上させることを目的とします。

2. 取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、中長期的な収益機会や配当等も含めたリターンおよびリスクを総合的に勘案し保有の合理性を確認します。
3. 当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、当社の保有方針への適合性、株式保有先企業の企業価値の向上、ひいては当社の企業価値の向上に資するか否かを判断した上で適切に議決権を行使します。

(関連当事者との取引)

第5条 当社は、当社取締役との取引にあたっては、法令および社内規程に従いあらかじめ取締役会の承認を経た上で行います。

2. 当社は、当社の主要株主との取引にあたっては、取引条件が一般の取引と同様であることが明確な場合を除き、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないように、法令および社内規程に従い、あらかじめ取締役会の承認を経た上で行います。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(行動規範)

第6条 当社は、当社グループに共通の企業憲章・行動規範を制定し、グループ全体の役職員の法令遵守・企業倫理遵守を徹底します。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 当社は、「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」という企業理念を実践することにより、株主のほか従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮します。

2. 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法または非倫理的な慣行についての懸念を取締役・監査役から構成されるコンプライアンス委員会に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けない旨を、社内規程に定めます。

3. 当社は、地球環境に配慮し社会に信頼される企業を目指してCSR経営を推進します。その基盤として2008年に公表したEHS（環境・衛生・安全）宣言に基づき、当社グループ共通の中長期計画（EHS100）を制定し、具体的実施計画のレビューおよび修正を年1回以上行い、その結果を社会・環境報告書としてとりまとめ毎年公表します。

(内部通報)

第8条 当社は、役職員等が法令等に違反するまたは違反する恐れのある行為を通報または相談する窓口として内部通報窓口「明日への窓」を常設し、周知・運営しています。内部通報の対応内容はコンプライアンス委員会に報告することにより、通報者からの信頼性を向上させ、内部通報の促進をはかる運用としています。また、従業員等が通報・相談したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを社内規程に定めます。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第9条 当社は、会社法、金融商品取引法、その他の適用ある法令および金融商品取引所規程に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。

2. 当社は、法令に基づく開示以外の情報提供に関しても、企業憲章に基づき適時・適切な開示を行い、広く社会に対して透明性を高めることに努めます。

第5章 取締役会等の役割

(取締役会の役割)

第10条 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上について責任を負います。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営戦略および経営計画の策定や重要な投資案件等の業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

3. 取締役会は、取締役会が決定すべき事項につき、社内規程にその内容を定めます。

4. 取締役会は、取締役会が決定すべき事項以外の業務の執行およびその決定について、代表取締役社長等の経営陣に委任するとともに、これらの職務の執行状況を監督します。

(執行役員制度)

第11条 当社は、執行役員制度を採用し、経営監督機能と業務執行機能の役割を分担し、意思決定の迅速化をはかります。

2. 執行役員は、取締役会が決定した担当業務を、代表取締役社長の指示に基づいて執行します。

(独立社外取締役の役割)

第 12 条 当社は、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外役員を選任することが取締役会をはじめとした意思決定・監督機能における議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えます。

2. 当社は、現時点で独立社外取締役の候補者を複数名選任できておりませんが、今後独立社外取締役の 2 名以上の確保に向け鋭意取り組みます。

(取締役会議長)

第 13 条 取締役会議長は、自由闊達で建設的な議論・意見交換により取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。

2. 取締役会議長は、充実した議論がなされるよう、経営戦略、決算、その他重要事項を審議する取締役会日程については年間開催スケジュールをあらかじめ出席対象者に周知するとともに、取締役会の開催に先立って、審議事項をあらかじめ出席対象者に周知します。

(取締役会の構成)

第 14 条 当社の取締役の員数は、定款に 12 名以下と定めています。

2. 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実をはかるため、複数の社外役員を選任し、これら社外役員のさまざまな観点からの意見をふまえ、取締役会において適切な意思決定や監督の実施等がなされるよう努めます。

(取締役の資格および指名手続等)

第 15 条 当社の取締役は、優れた人格、当社の企業理念および経営基本方針に基づき、経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が適任と考えます。

2. 当社は、取締役候補者の選定にあたっては、性別、年齢、国籍等を問わず、人物本位とするとともに、その多様性にも配慮します。

3. 全ての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象とします。

4. 新任取締役の候補者は、本条の定めに従い、代表取締役社長が人事案を作成し、社外取締役の助言を得た上で、取締役会で決定するものとします。

(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

第16条 独立社外取締役の選任にあたっては、第16条第1項に定める資質に加え、当社の独立性判断基準に抵触しないことを条件とします。

2. 当社は、別紙のとおり独立性判断基準を公開します。

(監査役の資格および指名手続)

第17条 当社の監査役は、優れた人格、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者が適任と考えます。

2. 当社の監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者が適任と考えます。

3. 当社は、監査役会を構成する者の多様性に配慮します。

4. 補欠監査役を含む新任監査役の候補者は、本条の定めに従い、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定するものとします。

(独立社外役員の兼任制限)

第18条 独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外の兼任を合理的な範囲にとどめ、当社はその兼任状況を毎年開示するものとします。

(取締役および監査役の研鑽および研修)

第 19 条 取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないこととします。

2. 当社は、取締役、監査役および執行役員に対して、経営者としてのスキル向上のため、年 1 回以上の研修を開催します。

3. 当社は、新たに取締役、監査役および執行役員に就任する者に対するトレーニングに必要な機会を提供します。

(社外役員による社内情報へのアクセス)

第 20 条 社外役員は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役または監査役、執行役員および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができます。

(取締役会の実効性評価)

第 21 条 取締役会は、各取締役の自己評価等に基づき、取締役会全体の実効性について、毎年分析・評価を行い、その結果の概要を公表します。

(取締役の報酬等)

第 22 条 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとします。

2. 業務執行取締役の報酬等は、前項の方針に従い、株主総会で決議された額の範囲内で、一部業績連動の要素を反映させて決定します。また、中長期的な業績と連動する報酬制度の導入可否についても検討します。

3. 社外取締役の報酬等は、社外取締役の職責を反映した定額の固定報酬のみとし、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まないものとします。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第23条 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めます。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画に対する理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を真摯に受け止め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげます。

2. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部や役員が対応することを基本とします。

3. IR活動は管理担当役員が統括し、株主等との対話で把握した意見・懸念については、速やかに経営トップをはじめとする社内関係部門にフィードバックを行います。

4. 株主との建設的な対話を促進するための取り組みとして、IR、経営企画、総務、法務、経理部門においては、一部部員の相互兼務や定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携をはかります。

5. アナリスト・機関投資家向け年2回のIR説明会を開催し、代表取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会用の資料は、当社Webサイトで開示します。

6. 当社では、内部者情報管理規程に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努めます。

7. 株主等との建設的な対話に資するため、定期的に株主名簿による株主構造の把握に努めます。

(買収防衛策)

第24条 当社の買収防衛策は、取締役の保身を目的とするものでなく、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とします。導入・更新・運用においては取締役会でその必要性・合理性を十分に検討します。

2. 当社の買収防衛策は、株主総会の承認を経て導入・更新することとし、株主意思を反映させたものとします。発動にあたっては独立性を有する特別委員会を設置し、あらかじめ設定された客観的な発動要件に則り判断することで、客観性、合理性を担保し、必要に応じて株主意思確認総会を開催するなど、適正な手続きにて対応し株主に十分な説明を行うこととします。

第7章 その他

(基本方針の見直し)

第25条 本基本方針は、関連する法令の改正、社会的・経済的な事業環境の変化等に応じて、コーポレートガバナンスへの適合性を維持するため、必要に応じて見直しを行います。

以上

制定 平成27年11月11日

(別紙)

高砂香料工業株式会社「社外役員の独立性に係る基準」

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次に定める要件を満たす場合には、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断します。

1. 最近において、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者(注1.)もしくはその業務執行者(注2.)
 - (2) 当社グループの主要な取引先(注3.)もしくはその業務執行者
 - (3) 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4.)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいいます。)
 - (6) 当社グループの業務執行者のうちの重要な者(注5.)の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (7) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4.)の寄付を受けている者またはその業務執行者
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していない場合。

以上

注 1. 当社グループに対する売上高等が、当該会社の売上高等の相当部分を占めている場合をいいます。

2. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいいます。

3. 当該会社との取引による当社グループの売上高等が、当社グループの売上高等の相当部分を占めている場合をいいます。

4. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は 1 事業年度につき 1,000 万円以上、団体の場合は連結売上高の 2%を超えることをいいます。

5. 「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいいます。

以上